

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO) は毎月 15 日に廃棄物処理・リサイクルに関わる情報をメールでお届けしています。



21 年度の産廃排出及び処理状況データが公表された (2/23)。排出量の減少が目立つとともに、最終処分量の減少が著しい。また、再生利用が進む産廃が多いなか、低迷しているのが汚泥である。汚泥のなかに中間処理事業者が挑戦できる分野があると判断される。処理事業者、排出事業者にとってデータから学べることは少なくない。

3/9 新法「小型電子機器等リサイクル法案」が閣議決定され、今通常国会に提出されることになった。新法ではデジカメ、携帯等の使用済み機器を、有志市町村が収集し、再資源化事業計画認定を受けた事業者へ引渡し、再資源化する。廃掃法の新しい特例の詳細は新年度に決まる。

環境省公表データより 排出量から見てくる産廃業界の現状

木川 仁

2 月 23 日、環境省から「産業廃棄物の排出及び処理状況」に関する最新の実績値 (平成 21 (2009) 年度) が公表された。

全国の産業廃棄物の総排出量は、前年度と比較して約 1,400 万トン (約 3.5%) 減少して約 3 億 8,975 万トン (前年度約 4 億 366 万トン) になった。リーマンショック前年の 2007 年度から比較すると約 2,900 万トンが減少したことになる。

業種別の排出量は、前年度に比べ鉄鋼業が 706 万トン (対前年比 22%減少)、建設業が 282 万トン (対前年比 3.9%減少)、化学工業が 96 万トン (対前年比 6.8%減少) と大きく減少している。また、種類別の排出量は、汚泥が 248 万トン、がれき類 227 万トンの減少となり、建設・鉄鋼・化学を中心とした産業界からの排出量が減少している様子が見える。この結果は、こうした業界での排出量削減への取り組みが功を奏して来たとも考えられるが、

やはり景気減速がその根底にあるのではないだろうか。昨年 3 月に起きた東日本大震災の結果は、この実績値にカウントされていないが、産業廃棄物の排出量から見た限りでも将来の日本の姿が危惧される。

図は、この 20 年間の産業廃棄物の排出量に占める「再生利用量 (灰色)、減量化量 (白色)、最終処分量 (黒色)」の経時変化を示す。ここで、減量化量とは、排出物が中間処理されて減量化された数量を示している。平成 2 年 (1989 年) 度から排出量総量は、4 億トン程度となっているが、再生利用量が大きく伸びて 2009 年度は 53% に達している。現在の都市ごみのリサイクル率が 20% 強であると言われていたことを考えると、産業界は、リサイクルに熱心に取り組んで来たことが分かる。

一方、最終処分量は、1989 年の 8,900 万トンから 20 年間で 1,400 万トンに減少した。この結果は、リサイクル率の向上と相反する結果を示しているが、産業廃棄物の最終処分量を営む経営者にとっては由々しき問題ではないだろうか。大都市近郊を除くと、この数年、最終処分量の残余量の減少が問題になっていた。確かに、関東地方

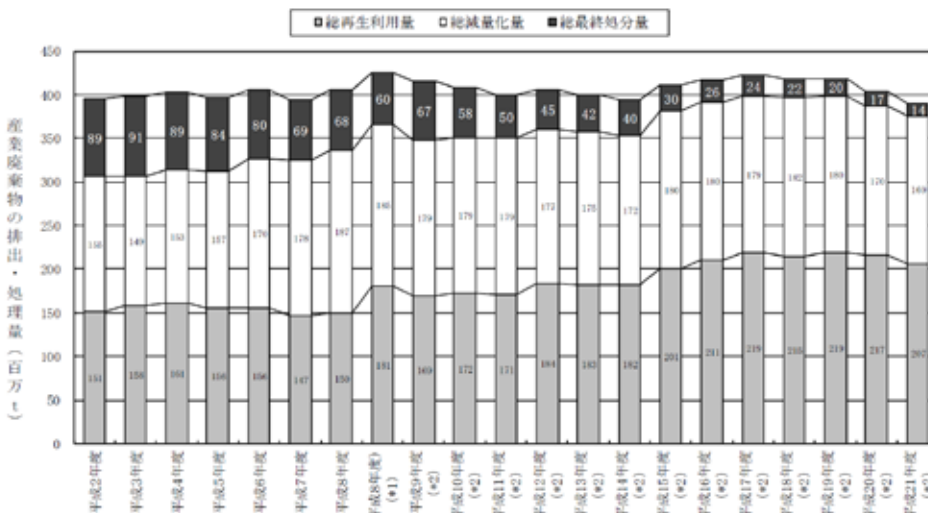


図 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量

1 「廃棄物の減量化の目標量」(平成 11 年 9 月 28 日政府決定)における平成 8 年度の数値を示す。

2 平成 9 年度以降の排出量は 1 と同様の算出方法を用いて算出している。

[出典] 平成 21 年度環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成 21 年度実績)」

では産廃の最終処分場は、今でも不足していると言われている。しかしながら、特に、地方にある最終処分場事情は、いかがであろうか。

産業廃棄物の種類別に再生利用率を見ると、金属くず、がれき類、動物のふん尿(いずれも96%)、鉱さい(90%)が高い数値を示す。他方、低いのは、汚泥(9%)、廃アルカリ(26%)、廃酸(34%)、廃油(36%)等である。特に、汚泥は、総排出量の45%を占めており大量に発生するが、その再生利用率は低く、大きな課題となっている。確かに、汚泥と一口に言っても発生状況、種類や性状等は千差万別であり、違いが大きい。個別に分析し、再生利用の途を考える必要がある。ここにこそ、中間処理事業者の新たな挑戦場所があるように思われて仕方がない。

以上のように、産廃の発生状況や処理状況に関するデータを見ただけでも今の産廃業界の様子が見えてくる。産廃処理業に関わる処理事業者も排出事業者もこうした統計をもっともっと真剣に見ながら処理業界を見つめる必要があると感じた。

以上

新しい廃掃法特例に注目
小型電子機器リサイクル促進法案閣議決定
 七田 佳代子

今年1月号のJust Newsのコーナーで、今年の通常国会に提出される廃棄物関連法の一つとして紹介した「小型電子機器リサイクル法案」が3月9日閣議決定された。

中央環境審議会の小委員会にて今年度中10回程度の審議を経て、昨年末新法による制度化の答申がなされたところである。使用済機器から回収するのは、そもそも議論の発端となったレアメタルでなく、有用金属だった。また、制度化の程度としては、自主取組から実施義務を伴う強制法までの範囲で議論がなされたが、結局、小型家電を巡る関係者全員に、緩やかな責務や努める義務(努力義務)を定める「促進法」となった。

今回、閣議決定されたのは法律案のみであり、その条文からは新法が想定するリサイクル制度があまり見えてこないため、制度イメージを上記審議会の報告書から引用しつつ、法律案の重要な事項をいくつか紹介しておく。

名称：小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

法の目的：機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化を促進するための措置を講じること

小型電子機器等(定義)：電子機器その他の電気機械器具(家電リサイクル法対象を除く)であって次のいずれにも当てはまるものを政令で指定

1号 廃棄物となった場合に収集運搬が可能

2号 再資源化が必要であって経済性の制約が著しくない

再資源化(定義)：小型電子機器等の全部または一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にすること(注：熱回収は含まない。また、売却できる状態にするという再商品化ではない。)

関係者による責務(努力義務)：

排出者(消費者、事業者)：自治体等収集運搬への引渡

自治体：分別収集、認定取得者への引渡

小売業者：消費者による適正排出への協力

製造業者：設計の工夫、再生資源利用

再資源化事業計画の認定(新たな廃棄物処理法の業許可不要の特例)：使用済小型電子機器の収集運搬、処分の事業を行おうとする者は以下の事項等を含む計画について環境大臣の認定を受けなければならない。

罰則：上記認定を受けた者が報告を行わなかった場合(罰金：30万円以下)



図 小型電子機器等リサイクル制度イメージ

使用済製品の自主回収を支えてきた業許可不要の特例制度「広域認定」では、その取得は製造業者等に限定される。他方、新法の認定制度は、申請者の業職種を問わない。捉え方によっては廃棄物処理事業者にとっても主体的に取り組む可能性を秘めているといえよう。政省令に書き込まれる認定基準その他は環境省が4つの検討会で具体化する予定である。以上

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO)

〒220-8131 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
 横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

発行：佐野 敦彦

編集：七田 佳代子 E-mail: shichida@jaao.co.jp